

岩手県告示第549号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成26年7月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社勝友工業

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第34地割177番地1

ウ 代表者の氏名 工藤裕之

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9213号

(3) 処分の内容 土木工事業、左官工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年7月3日付けで土木工事業、左官工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成26年6月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社サトウリース

イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字川崎111番地2

ウ 代表者の氏名 佐藤公志

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70003号

(3) 処分の内容 とび・土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年6月25日付けでとび・土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。